

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質に係る発生施設

届出が必要な施設 (条例施行規則別表第3第2号)

| 項・用途 | | 施設種類 | | 規模 |
|------|--|------|---|--|
| 1 | 繊維製品の製造 (衣服その他の 繊維製品に係る ものを除く) | イ | 法に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満) |
| | | ハ | 乾燥・焼付施設 | すべて |
| | | ニ | 漂白施設 | すべて |
| | | ホ | 樹脂加工施設 | すべて |
| | | ヘ | 混合施設 | すべて |
| | | ト | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| 2 | 木材若しくは木 製品の製造(家 具に係るものを 除く)又はパル プ、紙若しくは紙 加工品の製造 | イ | 法に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満) |
| | | ハ | 乾燥・焼付施設 | すべて |
| | | ニ | 張合せ施設 | すべて |
| | | ホ | 樹脂加工施設 | すべて |
| | | ヘ | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| 3 | 出版若しくは印 刷又はこれらの 関連品の製造 | イ | 法に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満) |
| | | ハ | 乾燥・焼付施設 | すべて |
| | | ニ | グラビア印刷施設 | すべて |
| | | ホ | 金属板印刷施設 | すべて |
| | | ヘ | エッチング施設 | すべて |
| 4 | 化学工業品、石 油製品又は石炭 製品の製造 | イ | 法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煨焼炉(3 項)、反応炉・直火炉(10 項)、乾燥炉(11 項)、電気炉(12 項)、乾燥施設(15 項)、溶解槽(17 項)、反応炉(18 項)、反射炉・反応炉・乾燥施設(26 項) | 法の規模のとおり |
| | | ロ | 条例に掲げる焙焼炉(4 項)、焼結炉(5 項)、煨焼炉(6 項)、反応炉(7 項)、直火炉(8 項)、電気炉(10 項)、乾燥炉(23 項) | 条例(ばいじん規制)の規模のとおり |
| | | ハ | 反応施設及び直火炉 | イ及びロ以外 |
| | | ニ | 乾燥・焼付施設 | イ及びロ以外 |
| | | ホ | 合成施設、重合施設及び分解施設 | すべて |
| | | ヘ | 精製施設、抽出施設、晶出施設、蒸留施設、蒸発施設及び濃縮施設 | すべて |
| | | ト | 電解施設 | すべて |
| | | チ | 焼成施設 | すべて |
| | | リ | 電気めっき施設 | すべて |
| | | ヌ | 混合施設、配合施設及び混練施設 | すべて |
| | | ル | 造粒施設 | すべて |
| | | ヲ | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| | | ワ | 洗浄施設 | 液面の面積が ³ 0.5m ² 以上 |
| 5 | プラスチック製品 の製造 | イ | 法に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(0.5 以上 1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30 以上 50L/時未満) 変圧器の定格容量(100 以上 200kVA 未満) |
| | | ハ | 乾燥・焼付施設 | すべて |
| | | ニ | 電気めっき施設 | すべて |
| | | ホ | エッチング施設 | すべて |
| | | ヘ | 配合施設及び混練施設 | すべて |
| | | ト | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |

| 項・用途 | | 施設種類 | | 規模 |
|------|--------------------------------------|------------|--|--|
| 6 | ゴム製品の製造 | イ | 加硫施設 | すべて |
| | | ロ | 混練施設 | すべて |
| | | ハ | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| 7 | 窯業製品又は土石製品の製造 | イ | 法に掲げる焼成炉・溶融炉(9項)、乾燥炉(11項) | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる焼成炉(11項)、溶融炉(12項)、乾燥炉(23項) | 火格子面積(0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA 未満) |
| | | ハ | 焼成施設及び溶融施設 | イ及びロ以外 |
| | | ニ | 乾燥・焼付施設 | イ及びロ以外 |
| | | ホ | 樹脂加工施設 | すべて |
| | | ヘ | 混合施設 | すべて |
| | | ト | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| 8 | 鉄鋼若しくは非鉄金属の製造、金属製品の製造又は機械若しくは機械器具の製造 | イ | 法に掲げる焙焼炉・焼結炉・煨焼炉(3項)、溶解炉(5項)、乾燥炉(11項)、電気炉(12項)、焙焼炉・焼結炉・溶鉱炉・転炉・溶解炉・乾燥炉(14項)、溶解炉(24項)、溶解炉(25項) | 法の規模のとおり |
| | | ロ | 条例に掲げる焙焼炉(14項)、焼結炉(15項)、煨焼炉(16項)、溶解炉(17項)、溶解炉(18項)、電気炉(21項)、電気炉(22項)、乾燥炉(23項) | 条例(ばいじん規制)の規模のとおり |
| | | ハ | 金属溶解・精錬施設 | イ及びロ以外 |
| | | ニ | 乾燥・焼付施設 | イ及びロ以外 |
| | | ホ | 焼成施設 | すべて |
| | | ヘ | 電気めっき施設、溶融めっき施設及び化成被膜施設 | すべて |
| | | ト | ソルトバス | すべて |
| | | チ | 樹脂加工施設 | すべて |
| | | リ | 酸洗施設、エッチング施設及び電解研磨施設 | すべて |
| | | ヌ | 鋳型造形施設 | すべて |
| | | ル | 混合施設、配合施設及び混練施設 | すべて |
| | | ヲ | 反応施設 | すべて |
| | | ワ | 滅菌施設及び消毒施設 | すべて |
| | | カ | 洗浄施設 | 液面の面積が0.5m ² 以上 |
| 9 | その他の製品製造 | イ | 法に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(1m ² 以上) 燃焼能力(重油換算 50L/時以上) 変圧器の定格容量(200kVA 以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる乾燥炉 | 火格子面積(0.5以上1m ² 未満) 燃焼能力(重油換算 30以上50L/時未満) 変圧器の定格容量(100以上200kVA 未満) |
| | | ハ | 乾燥・焼付施設 | すべて |
| | | ニ | 電気めっき施設 | すべて |
| | | ホ | エッチング施設 | すべて |
| 10 | すべて | イ | 法に掲げる廃棄物焼却炉 | 火格子面積(2m ² 以上) 焼却能力(200kg/時以上) |
| | | ロ | 条例に掲げる廃棄物焼却炉 | 火格子面積(1以上2m ² 未満) 焼却能力(100以上200kg/時未満) |
| | | ハ | 廃棄物焼却炉 | 焼却能力(50kg/時以上) |
| 11 | 医療業 | 滅菌施設及び消毒施設 | | すべて |
| 12 | 消毒業 | 滅菌施設及び消毒施設 | | すべて |
| 13 | 洗濯業 | イ | 消毒施設 | すべて |
| | | ロ | ドライクリーニングの用に供するクリーニング施設 | 一回のドライクリーニングに係る洗濯能力の合計が30kg以上の事業場に設置されるすべての施設 |
| | | ハ | ドライクリーニングの用に供する乾燥施設 | |
| 14 | 物の製造に係る塗装 | 吹付塗装施設 | | 排風機能力(100m ³ /分以上) |

備考

次に掲げる施設は除く

- ・ 実験の用に供するもの
- ・ 移動式のもの
- ・ 10の項のイの施設で塩化水素、水銀及びその化合物又は揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項のロ及びハの施設で揮発性有機化合物のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項以外の施設で塩化水素のみを発生し、及び排出するもの
- ・ 10の項以外の施設であって次のイからハマまでに掲げる施設のうち、次の表の物質のみを発生し、及び排出するもの
 - イ 法規則別表第三の第三欄に掲げる施設
 - ロ 法規則別表第三の三の中欄に掲げる施設
 - ハ 小型乾燥炉（1の項、2の項、4の項、5の項及び7の項から9の項までの施設のうち乾燥炉、乾燥施設及び乾燥・焼付施設であって排風機の能力が10m³/分未満のもの。）

| | 施設 | 物質 |
|---|---------------------|--|
| 一 | イからハマまでのいずれにも該当する施設 | 塩化水素、水銀及びその化合物、トルエン又は当該施設について法規則別表第三の第二欄に規定する物質（以下「法有害物質」という。） |
| 二 | イ及びロに該当し、ハに該当しない施設 | 塩化水素、水銀及びその化合物又は法有害物質 |
| 三 | イ及びハに該当し、ロに該当しない施設 | 塩化水素、トルエン又は法有害物質 |
| 四 | ロ及びハに該当し、イに該当しない施設 | 塩化水素、水銀及びその化合物又はトルエン |
| 五 | イのみに該当する施設 | 塩化水素又は法有害物質 |
| 六 | ロのみに該当する施設 | 塩化水素又は水銀及びその化合物 |
| 七 | ハのみに該当する施設 | 塩化水素又はトルエン |

- ・ 13の項のロ及びハの施設で、当該施設を設置する事業場の一回のドライクリーニングに係る洗濯能力が30kg未満の事業場に設置されるもの